

文化観光（Cultural Tourism）に関する一考察

——日欧比較の視点から——

阿曾村 智 子*

[Abstract] Today, international tourism has been getting increasingly important in the world economy with the consequence of greater attention being paid to this sector. Japan is no exception in her efforts to promote this sector of activities, although she rather proves to be a latecomer in the arena of rising international tourism.

It is true that the Government of Japan has been putting significant importance to “cultural tourism” in consideration of rich cultural and historic heritage in the country. What is really meant by “cultural tourism”, however, remains yet to be identified despite the frequent appearance of the term in the official documents and mass media.

In this article, the author has tried to review the recent development of Japan’s policy for tourism promotion in its relation with “cultural tourism” and present the general trends in the way cultural tourism is approached in relevant International Organizations and Europe, the tourism centre of the world. At the same time, while introducing the gist of one of the most recent academic works on cultural tourism, published in UK by leading specialists, the author intends to shed some lights on implications European awareness and practices could have for problems and issues in current tourism in Japan, ending by a conclusion that cultural tourism might be a major challenge to cross-culture experiences, meaning that it is something more than a sort of means for economic development.

はじめに

国連の専門機関である世界観光機関（UNWTO）の発表によると、観光（tourism）¹⁾は、1990年代中葉以来、グローバルな視点で極めて重要な経済セクターとなっており、今後さらに、急速な成長を遂げることが見込まれている。同機関の予測に拠れば、2020年には15億6千万人が観光客として世界各地に到着すると考えられ、とりわけ経済成長が目覚ましいアジア地域での観光による人の移動は今後ますます盛んになる兆しが明らかである。

*非常勤講師／国際機構論・文化政策

こうした全地球的な巨大産業となりつつある観光については、国連などグローバルな国際機構はもとより各種の地域機構においてもいろいろな政策が打ち出されている。そのなかでも特に、世界の多様な文化や歴史に対する関心とそれらへの尊重を趣旨とする文化観光 (Cultural Tourism) や (文化) 遺産観光 (Heritage Tourism) は、文化発展と経済開発を同時に推進させ、平和推進にも貢献し得る有効な手段として、UNWTO や UNESCO の政策で重点が置かれている。

わが国の政府も、2003年1月に小泉政権の下で初めて「観光立国」政策を未来志向の政策の一つとして掲げた²⁾。この方針は政権交代後も引き継がれ、2006年12月には議員立法として観光立国推進基本法が成立³⁾、2008年10月には観光庁も設立されて、日本の「観光立国」政策の体制は着々と整ってきたようでもある。こうした流れの中で、国土交通省は、「日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的要求を満たすことを目的とする観光」を「文化観光」と称してその推進を促している⁴⁾。文化観光は、経済振興の手段としての観光の域を越えて、日本文化の振興・発展、国際交流推進と世界平和への貢献に資するものとして捉えられている。しかしながら、現段階の議論では、文化観光の定義も余り明確とは言えず、さらに文化観光と言っても欧米諸国、あるいは国際機構における文化観光概念と、日本の文化観光観には必ずしも重なり合わない部分も見受けられる。そのような状況において日本国内の文化観光推進と国際協力における文化観光支援とはどのように関わり合うことになるのか、関連文書で見るとこうした点は明確に浮かび上がってこない。関係者の間でも、文化観光の概念とその政策はいまだ試行錯誤の段階にあると理解して良いであろう。

本研究ノートにおいては、このような問題意識に基づき、前半部では文化観光の概念について日本、欧州、国際機構における文化観光論を整理し、後半においては日本の文化観光政策をより深く調査・研究する前提として、欧州の文化観光研究に提示されている若干の問題点を紹介し、考察を加えることとした。

後半部で主な資料として用いたのは、欧州における「文化観光」研究の中心研究機関である英国のリーズ・メトロポリタン大学 (Leeds Metropolitan University) の「観光と文化的変容研究所」(Centre for Tourism and Cultural Change: CTCC) 所長であり、学際的かつ総合的な観光研究のオーガナイザー兼研究推進者である Mike Robinson 教授 (同大学「観光と文化」講座の主任教授) がスコットランド Glasgow 大学 Alison Phipps 博士との共同編集の下に刊行している観光と文化的変容 (Tourism and Cultural Change) 研究シリーズの第7巻 (最新版)、Melanie K. Smith & Mike Robinson ed. *Cultural Tourism in a Changing World — Politics, Participation and (Re) presentation* (Channel View Publications, 2006, Clevedon, Buffalo, Toronto, 『変容する世界における文化観光—政治、参加、見せ方 (演出)—』) である。

本書の主要な論点の一部を紹介することによって、欧州における文化観光研究の最近の動向を概観するとともに、こうした問題点が日本の場合にはどのような意味を持つか、検討を加えてみた。同書はきわめて広範なテーマを扱っており、より詳細な書評に値すると考えられるが、

紙面の都合もあり、特に重要と思われるポイントに絞って論ずることとする。

I. 文化観光とは？

1. わが国の観光政策と文化観光

グローバル化が進む 21 世紀の世界にあって、わが国は、今や本格的な少子高齢化時代に突入している。大都市から離れた過疎地域の経済的・文化的疲弊はすでに広く知られるところであり、放置すればこのような地方の現状が将来の日本の全体像ともなり得る⁵⁾、と懸念する向きも少なくない。こうした近接未来の社会問題に善処する一処方箋として提唱されたのが、日本の「観光立国」政策である。これは、地方への——ひいては日本全国への——交流人口（とくに観光客）の受け入れを拡大して国内経済の活性化を図ると共に、国際交流による刺激を契機に国民が自らの伝統、歴史、文化的価値を再認識すること、他方、国際観光による文化交流を通じての日本からの発信を行うことにより国際社会における相互理解に貢献することを目指す総合的な事業計画である⁶⁾。

観光立国推進の指針を受けて 2006 年 12 月には「観光立国推進基本法」が制定され、2007 年 6 月には「観光立国推進基本計画」が閣議決定、2008 年 10 月には国土交通省に「観光庁」が設置された。観光庁の主要な任務の一つは国際観光振興であるが、その中でも、日本の歴史・伝統を尊重するなど、日本文化に知的な関心を示す人々を対象とした観光を特に「文化観光」と位置づけ、一つの主要な分野として事業育成が目指されていることは上述の通りである。このため 2005 年には、国土交通省内に「文化観光懇談会」が審議機関として設置され⁷⁾、日本の文化観光のあるべき姿が議論されて来た。同審議会は、文化観光の意義について、(1) 文化観光は日本人の自分自身に対する理解を深める。(2) 文化観光は地域の魅力を増す。(3) 文化観光は外国人の関心事項に応えるものである。(4) 文化観光は世界の平和に貢献する、の 4 点を挙げている⁸⁾。このように文化観光という用語は、日本の行政関係者の間ですでに日常的に用いられているのであるが、その前提として特に文化観光の理論的な根拠が示されている訳ではなく、また、後述の通り国際機構における発展途上国支援の文脈での文化観光に関する議論と日本における文化観光論には、多少、内容的なずれも見られる。つまりわが国では、当該用語が正確に意味する内容についての理論的な検討や定義が確立されぬまま、個々の文脈に応じて用いられていると言うことが出来る。

2. 欧州における「文化観光」の歴史

近代の欧州においては、いわゆる 18-19 世紀の「大旅行」(grand tour、もともとは上層階級子弟の教養旅行)の時代以来、ツーリズム(tourism)という行為には自己陶冶・教養主義的な意味合いが伴われて来た。文化の定義がいわゆる「高級文化(ハイ・カルチャー)」からレイ・ストロースらの主張するような「生活文化」全般と受け取られるようになった現代にお

いても、また、海外旅行が欧州大衆の間でも一般的となり、さらに本格的なマス・ツーリズム時代を迎えた1960～70年代以降においても、相変わらず文化を動機とする学習、芸術鑑賞、祝祭、文化イベント、遺跡訪問などが以下のように文化観光という言葉から連想されている：

欧州的な脈絡では、私たちが「文化」であると理解するものについてのありきたりの概念は、ロマンチックなもの、美しいもの、教育的なものに、また、幅を広げて、道徳的なものに関わる啓蒙主義時代以来の私たちの感覚に、大きく規定されてきている。現在「文化観光」(cultural tourism)として伝えられているものが、社会のエリートが一所懸命に行った18世紀と19世紀の「大旅行」(grand tour)のパターンを大体踏襲しているのは驚くべきことではない

(Melanie K. Smith & Mike Robinson, 2006 : 4th 筆者訳)

大橋健一もまた、アメリカの文化人類学者グレーバーン (N.H.H. Graburn) の説明を引用して¹⁰⁾、観光の主流がいわゆる教養主義的な文化・歴史を求めての教養観光 (= 文化観光) にあることを指摘している：

ヨーロッパにおける観光旅行の原型には、精神の啓発や宗教的真理の追及としての巡礼があったが、これがルネサンス期に歴史的・地理的・科学的真理の追及に変わっていく中で「文化観光」が生まれ、当時の貴族や富豪たちの間では、各地の歴史遺跡や博物館、教会堂を訪れ、文化的交流を深める活動が盛んであったという。このような歴史遺跡、博物館、さらには、美術館、歴史的建造物などは、今日においても観光における主要なアトラクションとなっている (『観光学入門』2001 : 179)。

このように、啓蒙主義時代から引き継がれる教養主義的な旅行を文化観光の主流と解釈するのが、ひとまずは欧米における文化観光の最も共通公分母的な理解とあって良いであろう。

ところで、UNWTOの統計によれば、世界の観光客の半分以上が欧州を目的地としている。近年は世界的に観光客の数全体が増加しているため相対的にはその割合が減少しているというものの、2003年の段階でも世界の観光客到着数全体の半分以上(54.7%)を占めるのが欧州である。また、欧州観光の特徴の一つは、他大陸からの訪問者もさることながら域内観光客数の交流も少なくないという点にある¹¹⁾。

こうした環境の下で、欧州各国の間では、国家単位の国際観光客誘致競争が盛んであり、それぞれの国が固有の「国家ブランド」の昂揚¹²⁾を目指して様々な政策を打ち出している。欧州諸国の中でのフランスの観光立国としての優位は揺ぎ難いが¹³⁾、英国も、伝統的であるが古めかしいというイメージを払拭すべく「クール・ブリタニア」キャンペーンを打ち出すなど、国の魅力を積極的に海外にアピールする政策に取り組んで成功を収めている。このように欧州諸国において観光は、雇用の創出・経済振興の視点から見ても極めて重要な産業とされ、それぞれの国の政策において重要な位置を占めている。

経済的効用に加えて、域内の国境を超えた人や物の動きが欧州人としてのアイデンティティ形成に大きく貢献しているという点も見逃しがたい。このため欧州連合 (EU) は、国際観光が異文化交流の契機として異なる国民間の相互理解を促進し、EU アイデンティティの醸成に貢献し、ひいては平和構築に益するという観点からも観光推進政策に取り組んでいる。とりわけ拡大 EU となり、移行過程経済 (transitional economy) の段階にある旧東欧諸国に対する持続的発展政策としての文化観光振興が着目されて、その面での支援も進められている¹⁴⁾。

3. 国際機構における「文化観光」政策

国連の観光への注目は早く、1967年を「国際観光年」(International Tourist Year)と定めて加盟国、および関係機関・団体に対し、「観光は平和へのパスポート」(Tourism ; Passport to Peace)というスローガンの下に、教育、文化、経済、社会分野での有用性を視野に入れた観光振興に関する国際協力の必要性を訴えた経緯がある。

平和のための文化交流推進を責務の一つとする国連の専門機関 UNESCO は、これを受けて第52回総会(パリ、1968)において「観光振興の手段としての記念物・遺跡の保存と発展のために事業に取り組むこと」を確認した¹⁵⁾。国連にとっては途上国の経済開発が緊急の政治課題であり経済中心に考えざるを得ないのに対して、当然のことながら UNESCO ではより文化の尊重に焦点を当てた文化観光を志向していた。文化遺産は保護・保存に値する様々な価値を有するが、その価値の一つとして、「文化観光の対象である」すなわち観光対象となり経済資源となり得ることが挙げられている。その後も文化局、特に文化遺産部を中心に国際観光に関する研究・調査、各国の政策作成支援が続けられるが、時代とともにその内容には多少の変遷が見られる。例えば1970年代中葉には、極端な観光振興による現地への負の影響をも配慮して慎重に調整を図るべきことが強調され¹⁶⁾、さらに近年では、有形の文化遺産を観光資源とした狭い意味での(文化)遺産観光(Heritage Tourism)の領域をはるかに超えて、「それぞれの土地の人々の文化に敬意を表し、とりわけ習慣やフォークロアーなどその土地の人々の生き様を尊重しながら持続的な経済発展を可能とする観光開発のあり方」を総合的な意味での文化観光と見なして¹⁷⁾、貧困の削減に向けた開発協力の有効な手段の一つとしての文化観光開発政策の普及に取り組むなどである。

経済協力の立場から UNESCO 等と協力して文化観光振興に支援を行っているのがワシントンに本部を置く世界銀行 (IBRD)、さらにパリに本拠を置く経済開発協力機構 (OECD) などの国際機構である。経済開発協力機構 (OECD) では観光委員会の下で事例研究が行われており¹⁸⁾、世界銀行 (IBRD) もまた、貧困の削減に向けた開発協力の一環としての遺産観光(エコ・ツーリズムを含む)支援に積極的に取り組み始めた。例えば近年ではトルコ・ボスポラス海峡地下鉄道プロジェクト (“Impact Mitigation” Bosphorus Rail Tube Crossing Project, Turkey)、フィリピン北部パラワン環境保全プロジェクト (“Poverty Alleviation : the Challenge toward Sustainable Development, “Parawan Sustainable Environmental Management Project, Philippines) な

どを「遺産観光」プロジェクトの枠組みで実施している。

このように、国際協力の分野では、文化観光や(文化)遺産観光は文化と経済の繁栄、さらには環境保護をも並立させ得る、21世紀において大いに期待される分野と見なされており、そこにおける日本のODAの貢献度も少なくない¹⁹⁾。

4. 欧米での文化観光研究

上述の通り、観光は、21世紀の世界においてますます重要な経済セクターとなりつつあり、国際協力のツールとしても大いに活用されるようになってきている。こうした世界全体における動向を背景に、欧州では様々な観点から学術的な観光研究が行われ、そのための研究拠点を置く大学も少なからず存在する。そのような各種拠点や国連等の国際機構研究部を中心地として、欧州内外を視野に含めた観光研究が盛んになり、関係者間の共通理解も比較的進んでいる。この結果、観光研究関係者や実務家等の手による専門的な研究もそれなりに蓄積されるようになってきている。

とは言うものの、観光についての高度に学術的な研究が、実際には民族学、文化人類学、社会学、政治学、経済学、開発経済学、経営学、心理学などの視点から様々に行われ、未だまとまりのある学問分野としては必ずしも確立していないとする批判が根強くあり、その点は、実際、否定しがたい。少なくとも日本よりも蓄積のある欧州にして、まだ「観光学」は本格的な意味での学問としての確立には至っていないとも言えるようである。本稿で紹介を試みる『変容する世界における文化観光—政治、参加、見せ方(演出)—』の共同編著者のひとり Mike Robinson が観光研究を「学際的」(transdisciplinary)な研究活動と称する所以である。

II. メラニー・K. スミス & マイク・ロビンソン編著『変容する世界における文化観光—政治、参加、見せ方(演出)—』

(Melanie K. Smith & Mike Robinson ed. *Cultural Tourism in a Changing World — Politics, Participation and (Re) presentation*) における「文化観光」の諸問題

1. 全体的概要

はじめに、本稿でとりあげるメラニー・K. スミス & マイク・ロビンソン編著『変容する世界における文化観光—政治、参加、見せ方(演出)—』の概要を紹介しておく。

同書の共同編著者の一人、マイク・ロビンソンは、前述のとおり、リーズ・メトロポリタン大学の「観光と文化」講座の主任教授で、同大学付属の観光と文化的変容研究所の所長でもあり、いわば新しい学際的な観光研究の中心的立場にある研究者である。同教授は、観光専門雑誌 *Journal of Tourism and Cultural Change* の創設者であると同時に共同編集者でもあり、また、本稿で扱う『変容する世界における文化観光—政治、参加、見せ方(演出)—』を第7巻とし

て収録する ‘Tourism and Cultural Change’ をテーマとするシリーズを、スコットランド Glasgow 大学 Alison Phipps 博士の共同編集の下に続々刊行している。Robinson の数多くの著書の中には *Tourism, Culture and Sustainable Development*, UNESCO Cultural Tourism Division, (Paris, 2006, co-authored with David Picard) など、国連のミレニアム開発目標を意識した、アジア・アフリカ等、発展途上国の持続的発展のための文化観光に関する著作もあり、それらにおいては、発展途上国の能力開発 (empowerment) の有効な手段としての文化観光のあり方が主に論じられている。

本書は、大きく四つの主題別に分類される。その四つの主題とは、(1) 文化政策と政治、(2) 地域社会参加と能力開発 (3) 真正性 (Authenticity) と商品化、(4) 文化観光における解説、である。どの部分についても、これらのテーマに関連した若干の概念的諸問題の論考がまず行なわれ、ついで、説明に役立つ事例研究が続くという形式をとっている。

事例研究の意義について本書編著者 (Melanie K. Smith と Mike Robinson ; 以下、スミス&ロビンソン) は、その序文で「文化観光の理論的な側面および文化観光と文化遺産や芸術との関係をカバーしている興味深い本は何冊か出ているが (例えば Hughes, 2000; McKercher & Cros, 2002; Smith, 2003)、こうした理論を裏付ける個々の事例研究を扱った本はほとんどないことが、本シリーズ編纂の存在意義である」²⁰⁾ と述べている。

本書に含まれる事例研究は全部で 14 あり、地域的には欧州が大半を占める。アイルランドのように北アイルランドでテロなどの問題があり、また、北と南のアイルランド共和国との間に対立のある地域と、ポーランド、ハンガリーといった政治的・経済的に移行過程にある国々、このほかにノルウェー、ベルギー、そして英国 (博物館政策の事例とカンタベリー市の「欧州文化首都」への挑戦事例) が取り上げられている。フィンランドの先住民ラップ人の例は発展途上経済圏の事例に分類されよう。欧州以外の発展途上国の事例としては、アフリカ大陸ではケニアとタンザニアおよび南アフリカ、アジア (インドネシアのバリ島)、ラテンアメリカ (ブラジル) と各大陸から若干例が挙げられている。このように、一応地球全体を視野に入れているが、その扱い方については、やはり全体として欧州からの視点が前面に出ていることは否めない。バリ島の場合を取り上げても、現状ではアジアから、特に日本からの観光客が多数を占めているにもかかわらず、その点については中国系観光客の影響がわずかに言及されているだけで、基本的には欧州の観察者の視点があって現地の関係者からの聞き取りがそれを補っているという形をとっている。他方、スミス&ロビンソンに拠れば、本書は「その地理的、空間的カバレッジの点で、必ずしも包括的であるとは言えないが、本書が、Denning (2004) の言うところの三つの世界の全て、すなわち、資本主義世界、(かつての) 共産主義世界、脱植民地世界からの事例を集めている²¹⁾」という点で、それなりのバランスが取れているとも見なし得る。

本書の理論的考察の部分において、観光はまさに政治、経済、(狭義の) 文化の枠を超えた学際的 (transdisciplinary) な研究の対象であり、国家や地方政府の政策の対象でありながら、

その枠にとどまらない、はるかに総合的な複合体と位置づけられている。ロビンソンが、欧州人にとって観光とは、まずは「大旅行」(grand tour)の流れを受けた「文化観光」と理解されていると述べていることは前述の通りであるが、彼はまた、UNESCOが強調するような貧困削減の手段としての持続可能な開発政策としての文化観光の意義をも十分に視野に入れている。そして、それらすべてを踏まえた上で、結局のところ(広義の文化の定義からして)、「観光は、文化の一つの表現であり、経験である以上……単純に「文化的」なのである。……文化観光は「高級な」芸術や文化遺産の生産と消費をはるかに超えたものであることが明らかである。それは、私たちがどのように私たち自身を、世界を、そして私たち自身と世界との間の重層的関係を築き上げ理解するかということに関わる、ある深遠な概念的領域にまで広がっている」という見解を示している²²⁾。

このように文化観光は、グローバルな世界における国際交流システムの一つの極めて現代的な表象でもあり、個々の国家の政策の影響を受けながらも、その影響は国家の枠組みをはるかに越えたところで、個別の反応として具現化されている。それゆえ観光客にとって一層重要になるのは、国家に関する種々雑多な個別の叙述を超える理論体系やイデオロギー的な枠組みでもなければ、文化的類似性や相違の観念でもなく、むしろ個別的、社会的な出会い、相互作用、係わり合いの結果なのである。つまり旅先での訪問客の土地の一般の人々と出会い、そこでの異文化交流による相互の、個々の人間の内部におこる文化変容こそが、問題となるという。確かに、文化観光や(文化)遺産観光は、訪問客と観光地との間の相互関係から生まれる経験の産物と見なすことが出来る。このような視点から、欧州人にとっては極めてエキゾチックな旅の要素が強いアフリカ・アジア、あるいは北極周辺や中南米の先住民の文化との接触——このような場合には往々にして「エスニック観光」(Ethnic Tourism)と呼ばれることもある——も当然文化観光の一環として位置づけられることになる。「文化」が広義に理解され、文化観光はいわゆる(文化)遺産観光(有形、無形の遺産を含む)や「エスニック観光」をも包摂するものと広く解釈される。

2. 政策と解説

本書は先に述べた通り四つの部分に分かれているが、本稿においてはそのうちの第一部及び第四部の論点を中心に、主に政策と解説の問題を対象としたい。本書第一部の導入部分である「政治と文化政策」において、カンタベリー大学のJim Butcherは、文化に関する政治、文化政策、観光対象(もしくは観光資源 attraction)の三者の関係を考察している²³⁾。Butcherは、現代の文化政策、文化に対する政治的背景及び文化観光自体が、ますます欧州で、そして世界で強大となりつつある多元主義、民主主義、(階層、人種、文化、思想、芸術)の上での傾向などのために)これまで社会の主流から疎外されてきた少数者を社会の中に取り込んで行こうとする社会的包摂(social inclusion)の政策によって大きな影響を受け、それが時に問題を生じていることを指摘する。今日、世界的に文化の多様性の尊重が強調され、「特殊な」文化(複数)

の尊重がますます主張されるようになってきていることは、国連や UNESCO の文化の多様性尊重の宣言・主張等²⁴⁾にも明らかである。しかし、この、時代の流れに即した政策もそれが行き過ぎるとあまりに狭い解釈に陥り、場合によっては文化水準の低下に陥りかねないことが Butcher 論文の論旨となっている。

(1) 政治問題・政策と博物館の将来

Butcher の指摘に呼応するように、ポピュリズムの台頭と政治的に成果を収めることを至上命題とする傾向の弊害が、第四部「解説」の事例に含まれている Josie Appleton の英国の博物館政策批判において具体的に示されている²⁵⁾。英国のジャーナリスト・評論家である Appleton によれば、英国における最近のいくつかの政治的課題のせいで、博物館の役割と機能が希釈、歪曲され、多くの博物館が伝統的な収蔵品の管理から、社会的に疎外されている人々の社会への組み入れ（いわゆる「社会的包摂」）など社会福祉活動へと向かって来た。しかも、それを可能にしたのは、皮肉にもサッチャー政権時代の経済的右派と Raymond William や Terry Eagleton の流れを受けた文化的左派との一見両立不可能なイデオロギーの統合がもたらした英国文化政策のあまりにも極端な方向であるという。社会的に疎外されてきた（往々にして移民集団の）人々を、博物館政策を通じて英国社会へ組み入れようとする試みは、意図としては前向きな政策ではあるはずだが、実際にはより広範な層の博物館訪問者を受け入れるために従来の博物館のスタンスを改め、あたかも来館者を子供扱いするような展示方法を普及させる傾向にあることが厳しく糾弾されている。博物館を親しみやすくするために、博物館の収蔵品を広く分与する、ひいては、より多くの人々の鑑賞の機会を犠牲にしてまでも本来の持ち主であった先住民族に収蔵品を返還するなど、本来の博物館の責務を放棄するような政策が横行し、また個人を尊重せず一人前扱いしない解説方法によって、英国の文化レベル全体を引き下げる結果をもたらすことが危惧されるという指摘である。タイムウェア博物館館長で大規模地方公立博物館グループの招集者である David Fleming の「私が博物館の世界に入ったのは、それが私なりに世界を変えるやり方だったからだ。」という発言からは、英国の労働政権の下で「新博物館主義者」たちは、博物館経営を客観的な真実に奉仕するというよりは社会活動の一環として民衆にサービスを提供することに意義を置いて政策を進めていることが読み取れる。より幅広い層へのアプローチ、より親しみやすい博物館の活用は、基本的には望ましい方向であることに間違いはなからうが、それも程度問題である。このような社会福祉志向の博物館運営、広報活動の重視、アウトリーチと称する博物館から外へ向けての活動の拡大への工夫（とりわけこれまで博物館を訪れることのなかった人々を呼び込む努力）等は、ひとたび度を越してやり方を誤ると、その国の文化レベル全体に影響することが読み取れる。

近年、試行錯誤ながらも我が国においても英国の最近の動向が参考にされている例を散見する。しかし、それは欧米の新博物館政策の利点を良く見据えて取り入れている限りにおいて有効な成果を生むことであろう。一時、世田谷美術館がアウトリーチの一環として区内の「銭湯

巡り」を企画する等ユニークな企画を打ち出した例があった。これなどは、いささか本来の業務を逸脱した適用の一例かもしれないと感じられたものであった。日本においては、今のところ英国の場合のように、社会がモザイクのように分裂しそれを統合させねばならないという課題には直面していない。「内なる国際化」の過程が進めば、同じような問題も考慮しなくてはならない日が来るかもしれない。Appleton の主張には多少、強調が過ぎる点があるようにも感じられるが、大いに参考になる意見として傾聴に値する。

(2) 文化遺産の意味づけと平和構築

政策と文化という点で日本との社会的背景の違いにおいて一番の対照を成しているのが、アイルランドの事例であろう。アイルランドは、南のアイルランド共和国と英国に属する北アイルランドから成り立っている。周知の通り、アイルランド島では宗教的な違いや政治的な立場の違いに由来するいわば民族的な対立として取り扱われる政治問題を抱え、とりわけ北部での執拗なテロ活動は、観光振興においても足枷となって来た。グリニッチ大学の Catherine Kelly によるアイルランドの遺産公園を対象とした事例研究²⁶⁾は、アイルランドで政治的論争の的となっている場所に存在する文化遺産をめぐる観光開発の問題を論じている。彼女は、米国への移民の跡をたどることに焦点をあてている Tyrone 郡 Omagh の Ulster アメリカ民俗公園の観光名所を検討し、次いで、南アイルランドからの来訪者グループと北アイルランドからの来訪者グループ双方のこれに対する意見を比較対照した。この結果、政治的に敏感な場所における争いのある文化遺産現場に直面した時に来訪者の間にはさまざまな異なる認識が生ずることが実証され、多角的に文化とアイデンティティを説明し、演出するための戦略が示唆される結果となった。文化遺産という、比較的論争の的になりにくい対象を研究テーマにして、相互に不信感を持つ南北の学生が一堂に会して遺産観光政策やその観光名所の真正性について議論をすることによって、それまでは偏ったステレオタイプを持って相互に理解を示すことが無かった、あるいは少なくとも恐怖心や警戒心を持っていた二つのグループが、一定期間の研修活動の後、相互の理解に達したという成果は、実際には限られた人数の実験ではあるものの貴重なものであったと言えよう。このような問題について日本国内ですぐに適用する場はあまり考えられないが、日本の国際文化協力の場においては、大いに参考になる事例である。例えばキプロス島のギリシャ・トルコ間の文化遺産を通じての交流など、中東・バルカン地域について応用することは大いに可能である。実際、我が国はすでに、バルカン半島のコソボで、文化遺産の保護と活用、それを通じての地域の平和構築プロジェクトにすでに着手している。日本の国際文化協力における将来のあり方を考える上で大いに参考になる視点である。

(3) 過去の歴史解説をめぐる問題

第四部は、文化観光の中での「解説」に的を絞っており、László Puczcó が観光名所における解説の性質が変化しつつあることを概観している。応用心理学からの理論的枠組みを用いて、

彼は、個人と団体の利用者双方のニーズを満たすべく解説の作業過程を洗練するために近年開発されてきた用具 (tools) と技術のいくつかについて説明を行っている²⁷⁾。彼の論ずるところでは、解説が成功するためには、科学的なアプローチと基本的に人間的なアプローチの双方を複雑に組み合わせる必要がある。このような心理学を踏まえた解説理論は、従来日本ではまったく意識されてこなかった分野である。強いて言えば、「文化観光懇談会」で河合隼雄が、国際観光振興のためにはそれなりの解説ガイドを養成する必要があると主張していたのが唯一の言及であろう²⁸⁾。しかしこの点は、今後の日本の国際観光振興政策、特にインバウンドを意識した政策立案においては、大いに参考にし考慮すべき点であると思料される。

具体的事例として興味深いのは、ハンガリー、ヤノス・コドラノニー・カレッジの Tamara Rátz による、ハンガリーのブダペストにある「恐怖の館」(the House of Terror) 事例研究である²⁹⁾。彼女が力を入れているのは政治的偏見と解説の問題、地元の人々の反響対観光客の無関心に関わる問題、そして複雑な歴史的イベントを表現する上での限界についてである。ハンガリーにおける全体主義及び共産主義時代の恐怖政治を記念するこの観光名所は、右派政権時代に建設されており、それゆえ共産主義時代への批判が前面に出てナチス時代への反省が矮小されていると批判を受けている。解説のあり方については、Puczó の理論に応じた様々な手法が用いられ、欧州でも最も成功した展示のあり方であると一方では見なされている。全体を通して、本論文は、私たちの集団的な過去における、より暗く、悲劇的な要素に基づいている多くの文化遺産名所が直面している共通の問題のいくつかに光をあてている。日本の場合に照らし合わせると、負の遺産としてユネスコ世界遺産にリストアップされた原爆ドーム、あるいは沖縄のひめゆりの塔などを、いかに観光客に伝え、その歴史を風化させないようにするか、あるいは国外における日本の戦時中の負の遺産などをいかに残し展示し、解説を加えるべきかなど、多くの問題を検討する上で、一つの実践事例として大いに参考になる調査研究である。

3. 文化観光をめぐるその他の諸問題

以上、本書の提起するテーマの一部を駆け足で概観してきた。ここでは取り上げることが出来なかった文化観光における真正性の問題については、先行研究の蓄積も多く、とりわけバリ舞踊についてはこのテーマに焦点を当てた数多くの欧文・邦文文献が存在する。大変に興味深い問題提起があるものの、この部分については稿を改めて丁寧に論じたい。能力開発 (エンパワーメント) の問題も、発展途上国の開発政策の枠組みで多くの言及がある。これらの問題は、発展途上国のエスニック観光事例に関して論じられることが多いが、その要諦は日本の地域振興の場合にも多分に応用できるという点を指摘しておく。

このように、個別的には、わが国の観光政策にとって何らかの参考になる事例、また直接には繋がらないように見受けられる事例などいろいろ挙げられている。しかし、本書の意義は、そうした個々の利点に求められるというよりも、グローバル化時代の「文化観光」が、国家間の国際観光としてというよりも国家の枠組みを超えて (つまり international ではなく

transnational に) 社会の各層の人々を大きく突き動かしているそのメカニズムそのものに迫っているという点にあると考えられる。本書は、文化観光とは一つの政治過程である、あるいは、少なくとも政治的影響力を有する一連の経済取引であると読みとることを求めている。本書において検討されている事例研究の多くは、文化的資源としてのさまざまな形の場所、人々、過去へのアクセスとこれらを特定の方法で利用、表現しようとする権利に関連する異なる社会グループの間で現在進行中の交渉過程を明らかにしているのである。この過程の一部として、私たちは、文化観光内部の創造的で革新的な展開を、文化観光を形作る政治的、社会的枠組みそのものに対する挑戦と変化とともに、目の当たりにすることが出来る。

Ⅲ. むすび

わが国における文化観光の実践も研究もまだ端緒についたばかりである。2008年の「ニューツーリズム創出・流通事業」において、文化観光に区分される案が十余り挙げられている。その中には松前・江差(北方文化史を題材にした新規ルートの開発と食文化の組み合わせ)、小笠原(太平洋戦争戦跡巡礼の旅)など、歴史が対象であるだけに、その解釈・解説に配慮を要する事例や、天草(キリシタン信仰の姿を信者との交流を通じて体感する企画)多良間島(多良間民謡や国指定の重要文化財を紹介し、関係する島民との交流を目的とした新型の旅)などが先行モデル例として挙げられている。これらの事例においても、文化観光と真正性の問題、地域社会の能力開発の問題が大きく関わってくる。文化観光は、まずは経済振興を目指して企画・推進されるかもしれない。しかし、その結果は、異文化との接触と相互の文化変容をもたらす大きな要因となる。わが国の文化観光推進、とりわけ国際的な交流人口増加を目指した文化観光の推進は、日本国内における、そして日本のそれぞれの地域の、アイデンティティ意識の高まりに対する刺激となることが予想される。また、これまでは十分に意識されなかった観光資源の解説の問題が、より積極的に取り組まれる必要があるだろう。自文化を解説表現することに対する意識も、これまでの日本の文化紹介において比較的注目されることの少なかった重要な分野である。こうした研究のためには、理論的な枠組みを一通り把握しておくことが前提であるとしても、それ以上に重要なのは、具体的な事例の蓄積をもって成果を測ることであると考えられる。個々の事例研究を今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿においては tourism を観光と訳しているが、正確には同義とはいえない。世界観光機関(UNWTO)によるとツーリストとは「レジャー、ビジネス、その他の目的を持って、一年を超えない期間連続して、通常的生活圏から離れた場所に旅し、滞在する人々」(people who travel to and stay in places outside their usual environment for not more than one consecutive year for leisure, business and other purposes not related to the exercise of an activity remunerated from within the place visited)であり、商用の旅行者も含まれることになる。また、UNWTOの定義が欧州連合(EU)にも適用され、統計数値

等に反映されている。

- 2) 2003年、第156回国会施政方針演説にて。ついで観光立国懇談会報告書(2003年、4月)により詳細な政策方針が示された。
- 3) 観光立国推進基本法の成立経緯とその概要については、道端忠孝(2007年)「観光立国推進基本法の成立」『国際観光研究創刊号』(ノースアジア大学総合研究センター国際観光研究所)を参照。
- 4) 観光推進基本計画(2005年6月29日閣議決定)国土交通省総合政策局観光部門:ニューツーリズム創出・流通促進事業ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/newtourism.html>)
- 5) 内閣府編(2005年)『日本21世紀ビジョン』第一部2. 避けるべきシナリオ、pp.10~14
- 6) 観光立国懇談会(2003年)『観光立国懇談会報告書—住んでよし、訪れてよしの国づくり—』
- 7) 第一回文化観光議事次第(平成17年7月14日)出所:国土交通省総合政策局観光部門:文化観光懇談会ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/advancement.html>)
- 8) 同上参考資料1. 文化観光の振興について。出所:国土交通省総合政策局観光部門:文化観光懇談会ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/advancement.html>)
- 9) Melanie K. Smith & Mike Robinson ed. (2006) *Cultural Tourism in a Changing World — Politics, Participation and (Re) presentation* p.4 Channel View Publications, Clevedon, Buffalo, Toronto
- 10) 大橋健一(2001年)「第8章:観光と文化」、岡本信之編『観光学入門—ポスト・マス・ツーリズムの観光学—』pp.169~186、引用ページはp.179、有斐閣
- 11) EUツーリズム政策については本田雅子(2007年)「EUツーリズム政策の展開と課題」(ノースアジア大学総合研究センター経済研究所『経済論集』第3巻)を参照。
- 12) サイモン・アンホルト(2007年)「競争力のある国家アイデンティティをグローバルリズムの中における国家のブランドマネジメント—」『外交フォーラム』No.223、pp.14~21、都市出版
- 13) 外国人旅行者受入数国際ランキングにおいて第一位(76,506千人)と、第二位のスペイン(49,519千人)を大きく引き離している。ちなみに日本は世界35位で4,772千人の規模である。(UNWTO資料、2001年)
- 14) UNWTO(2007), *Tourism Development in Europe*, pp.280~233, UNWTO
- 15) UNESCOが「文化観光」の用語を初めて正式に使用したのは1966年の第72回会議で「途上国の経済的進歩のための文化観光」という文脈においてであったが、この方針は第15回総会(パリ、1968年)によりさらに確認された。河野靖(1995年)『文化遺産の保存と国際協力』p.182、風響社; Unesco(1966), 72EX/3 *The Preservation of Monuments and Other Cultural Property in Association with the Development of Tourism*, 14.4.
- 16) UNESCOと緊密な協力関係にある遺産保護専門機関、国際記念物遺跡会議(International Council on Monument and Sites: ICOMOS)が1999年10月に採択した「国際文化観光憲章」(*International Cultural Tourism Charter — Managing Tourism at Places of Heritage Significance*)において、危惧が表明された。
- 17) M. Robinson & David Picard (2006) *Tourism, Culture and Sustainable Development*, UNESCO Cultural Tourism Division, Paris, UNESCO
- 18) OECD(2006) *Innovation and Growth in Tourism*, pp.109~133, Paris, OECD
- 19) 1989年にUNESCO内に設置されたユネスコ文化遺産保存日本信託基金は現在25カ国で32件の事業を実施している。JICA等を通じての資金的、技術的支援においても、日本は群を抜いている。
- 20) Melanie K. Smith & Mike Robinson ed., *ibid.* p.10
- 21) *ibid.*

- 22) *ibid.* p.8 ~ 9
- 23) *ibid.* pp.21 ~ 35
- 24) 国連の補助機関である国連開発計画 (UNDP) は 2004 年の人間開発報告書で文化の多様性の尊重が人間開発にとって重要な鍵になることを取り上げた。第 33 回ユネスコ総会は 2005 年 10 月 20 日「文化的表現の多様性の保護と促進に関する条約 (いわゆる文化多様性条約)」を採択、3 ヶ月後に発効した。
- 25) Josie Appleton (2006) , “UK Museum Policy and Interpretation :Implications for Cultural Tourism”, *ibid.*,pp.224~256
- 26) Catherine Kelly (2006) , “Heritage Tourism Politics in Ireland”, *ibid.*, pp.21 ~ 35
- 27) László Puczóc (2006) , “Interpretation in Cultural Tourism”, *ibid.*, pp.227 ~ 243
- 28) 第一回文化観光議事次第 (平成 17 年 7 月 14 日) p.14 および p.23 ; 実践として外国人を対象とした「日本の庭園から日本人の美意識・自然観を学ぶツアー」が平成 18 年 8 月に実験的に実施された。
- 29) Tamara Ratz (2006) , “Interpretation in the House of Terror, Budapest”, *ibid.*, pp.224 ~ 256